

No _____

事業所 _____

入会申込書 (会規第 1-1 号様式)

公益社団法人伊勢市観光協会の目的に賛同し（正・協賛・賛助）会員として申込みいたします。

_____年 月 日

事業所名	印
〒 住 所	
設立年月日	年 月 日
資本金	円 従業員数 人
代表者名	(生年月日 年 月 日)
TEL: _____	FAX: _____ 携帯電話 _____
会 費 _____ 口 _____ 円	(正会員 1 口 9,000 円、2 口以上とする 協賛会員 1 口 50,000 円、1 口以上とする)
E-MAIL	@
事業内容	
連絡先	
担当者	TEL: _____ FAX: _____
(携帯電話 _____)	※当協会から情報発信先となります

紹介者 有 (事業所 _____ 氏名 _____) ・ 無

公益社団法人伊勢市観光協会

会長 濱田 典保 殿

会員の皆様へ

公益社団法人伊勢市観光協会
会 長 濱田典保

観光協会の部会への登録について

当協会におきましては、事業活動を円滑に行う為、協会員の皆様にいずれかの部会へ所属して頂いております。

つきましては、大変お手数ではありますが本状にご記入の上、入会申込書とご提出していただきますようお願いいたします。

各部会の活動内容は以下の様になっております。

※この欄にチェックをお願いいたします



<部会名>	<内部委員会及び活動内容>	選択
<p>情報発信部会</p> <p>観光御師やインターネットを利用した情報発信を中心とした外部への情報発信が当部会の基幹事業となります。インバウンド対策や年一回の機関紙の編集・発行も行います。</p>	<ul style="list-style-type: none">・IT委員会 (HP、SNS、ICT を利用した情報発信) インターネットや関連媒体を利用した情報発信事業・御師委員会 (観光大使、観光御師を活用した情報発信) 口コミによる情報発信、伊勢と首都圏等・総務広報委員会 (機関誌の発行、研修視察の実施、観光 PR の実施、観光パンフレットの監修など)・インバウンド委員会 (外国人観光客誘致、受入環境整備など)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<p>おもてなし行事部会</p> <p>協会の主催する行事や協会が後援、協力する行事へ参画し、伊勢の魅力を高めていきます。 伊勢での行事活動を支えるのが当部会です。</p>	<ul style="list-style-type: none">・協会主催事業 桜びらき (神事)、二見海水浴場運営、 観月茶会 (お茶会)、冬至の奉納 (内宮への奉納行事)、 越年行事 (餅つき、年越し餅贈呈)、観光研修事業、その他・共催、後援、協力事業 神宮奉納全国花火大会 (共催) 初穂曳き (協力)、その他	<input type="checkbox"/>
<p>中期政策検討部会</p> <p>協会コンプライアンスや協会運営に関する提言を纏め、理事会に上程していく部会です。 協会運営を支えるのが当部会です。</p>	<ul style="list-style-type: none">・協会コンプライアンスの管理・予算及び決算の監修・協会運営にかかわる規約や規程の改変協議・忘年会などの会員交流企画の立案実施・協会収益事業の監修・その他、協会運営に係る事項の協議	<input type="checkbox"/>
部会選択を事務局に一任する場合はこちらへ → <input type="checkbox"/>		

事業所名

担当者氏名

連絡先 TEL:

FAX:

E-mail :

()

()

@

反社会的勢力の排除に関する覚書(会規第 1-3 号様式)

_____ (以下、「甲」という。) および、公益社団法人伊勢市観光協会 (以下、「乙」という。) は暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力 (以下、「反社会的勢力」という。) との関係遮断について、甲乙間の取引について、次のとおり覚書を締結します。

第 1 条 (反社会的勢力との関係について)

甲および乙は、次に掲げる事項について、相手方に対して保証します。

- (1) 自らが反社会的勢力ではなく、今後ともそのようなことはないこと。
- (2) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、詐術、暴力行為、または脅迫的言辞を用いないこと。
- (3) 相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、または、自身の関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどをしないこと。
- (4) 自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用を毀損し、または毀損するおそれのある行為をしないこと。
- (5) 自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害、または妨害するおそれのある行為をしないこと。

第 2 条 (相手方の調査に対する協力について)

甲および乙は、随時相手方が本覚書第 1 条に記載の事項を確認するために実施する調査に合理的な範囲で協力し、相手方が要請した資料等を提出するものとします。

第 3 条 (本覚書記載事項に違反した場合の取扱いについて)

甲は、本覚書第 1 条および第 2 条の記載事項に違反した場合は、乙との一切の契約関係について、何らの催告なしに直ちに解除されることを受け入れるとともに、かかる契約解除を理由として乙に対し損害賠償請求その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものとする。

以上、本覚書締結の証として本書 2 通を作成し、甲・乙 署名捺印の上 1 通を保有するものとします。

年 月 日

甲

乙 三重県伊勢市本町 1 6 番 2 号
公益社団法人伊勢市観光協会
会 長 濱 田 典 保